

令和元年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会1－1)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査				
施策の概要	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等)について、届出に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。				
達成すべき目標	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等)について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度要求額
	当初予算(a)	10,444	10,295	12,988	
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0		
	合計(a+b+c)	10,444	10,295		
	執行額(千円)	10,548	9,108		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—				

測定指標	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況 (第1次審査)(注1)		実績値					評価対象 年度	達成
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度～ 30年度	目標達成
			100%	100%	100%	100%	100%		
			年度ごとの目標値					届出の受理後30日以内	
	企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況 (第2次審査に移行したもの)(注2)		実績値					評価対象 年度	達成
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度～ 30年度	目標達成
			100%	100%	100%	100%	100%		
			年度ごとの目標値					全ての報告等の受理後90日以内	
	的確な企業結合審査、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況		実績値					評価対象 年度	達成
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	28年度～ 30年度	相当程度 進展あり
			別紙のとおり。						
	年度ごとの目標値								

(注1) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。

(注2) 当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠)	評価期間中では、新たな取組として、四半期ごとの「届出一覧」を公表している。当該公表によって、企業結合審査に関する情報が、適時に事業者を提供されている。また、企業結合の審査結果及び事例集では、経済分析の過程や結果を記載するなどして、解説の充実化が図られている。これらの取組は、企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予見可能性を向上させている。 企業結合計画の届出を受理した案件は、届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除き、全ての案件で目標値を達成しており、第1次審査の平均審査日数は12日である。また、平成30年度では、届出受理件数に占める禁止期間の短縮を行った件数の割合は、76%に達しており、公正取引委員会は申出のあった案件全て(100%)で禁止期間の短縮を行った。 その他の指標をみると、「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数」は、6,000件以上で推移している。「企業結合審査によって保護された消費者利益額」は、700億円以上で推移している。 以上のことから、企業結合の迅速かつ的確な審査が、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で相当程度寄与したものと考えられる。
評価結果	施策の分析	評価期間中の新たな取組や測定指標を通じて評価すれば、本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要かつ有効であり、また、その活動は効率的であったと評価できる。

	次期目標等への 反映の方向性	【施策】 引き続き、企業結合について、迅速かつ確かな企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。 禁止期間の短縮を行った件数の増加及び100%に近い達成率は、公正取引委員会が、迅速に企業結合審査を行ったことの現れであると考えられるが、企業結合審査の迅速性に対する当事会社のニーズは高いことから、引き続き重点を置く必要がある。 今後とも経済学の知見を中心に専門的知識を活用する必要がある企業結合案件に適切に対応するとともに、事業者の参考となる情報提供などを積極的に行っていく必要がある。事例集では、一般国民への影響が大きい案件や問題解消措置を採った案件といった注目度の高い案件を記載するなどの記載案件の選択も含め、事業者のニーズに合った事例集となるよう、掲載内容の充実に努める。 【測定指標】 本件取組では、10の測定指標を設定しているが、客観的な評価を行うには多面的な測定指標を活用する必要があるため、各指標とも維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。
--	-------------------	--

学識経験を有する者の知 見の活用	・事例集がより広く利用される方策を探ってはどうか。(中村委員) (事例集の主な閲覧者は、企業結合事案を扱う弁護士や、大手事業者の法務担当者であり、引き続き、これら弁護士等の集まる場でその内容を積極的に周知していく旨回答した。) ・各案件の審査に当たって、どのような資料や情報があれば、迅速な判断に資するかなどの情報を公正取引委員会ウェブサイトに掲載してはどうか。それにより、事業者にとって参照するメリットがあるほか、公正取引委員会にとっても審査業務の負担軽減に役立つと考えられる。(中村委員) (「企業結合審査の手続に関する対応方針」に必要な情報を掲載している。引き続き、同方針の周知を行いたい旨回答した。) ・事例集は、事業者にとって参考になる情報を多く含んでおり、引き続きその内容の充実を図っていただきたい。(多田委員) ・事例集は、一つのファイルで公正取引委員会ウェブサイトに掲載されている。企業結合事例の案件ごとの掲載に変更することで、どの案件にアクセス数が多いかをみることが可能となり、閲覧者がどの案件に関心を持っているのか把握することが可能となる。(小林委員) (今後検討することとしたい旨回答した。) ・弁護士会等向けに事例集の説明会を実施しているのであれば、その参加者数を測定指標に入れてはどうか。(池谷委員) (説明会の開催件数や参加者数を測定指標に追加することを今後検討することとしたい旨回答した。)
---------------------	---

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	「平成28年度における主要な企業結合事例について」(平成29年6月14日公表) 「平成29年度における主要な企業結合事例について」(平成30年6月6日公表) 「平成30年度における主要な企業結合事例について」(令和元年6月19日公表) (注)前記資料は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。
-----------------------------------	---

担当部局名	企業結合課	作成責任者名 (※記入は任意)	企業結合課長 深町正 徳	政策評価実施時期	平成31年4月～令和元年6月
-------	-------	--------------------	-----------------	----------	----------------

測定指標	的確な企業結合審査、企業結合審査結果の公表、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	施策の進捗状況(実績)				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。
		① 企業結合の届出受理件数[289件](注1)	① 同左[295件]	① 同左[319件]	① 同左[306件]	① 同左[321件]
		② 第1次審査における実際の平均審査日数[一日]	② 同左[一日]	② 同左[一日]	② 同左[12日]	② 同左[12日]
		③ 禁止期間の短縮を行った件数[119件]	③ 同左[145件]	③ 同左[171件]	③ 同左[193件]	③ 同左[240件]
		④ 公正取引委員会ウェブサイトへの掲載事例件数[10件]	④ 同左[11件]	④ 同左[12件]	④ 同左[12件]	④ 同左[13件]
		⑤ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数[7.9頁]	⑤ 同左[8.1頁]	⑤ 同左[8.7頁]	⑤ 同左[6.3頁]	⑤ 同左[7.5頁]
		⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数(注2)[5,196件]	⑥ 同左[7,399件]	⑥ 同左[8,053件]	⑥ 同左[6,893件]	⑥ 同左[6,138件]
		⑦ 問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額(注3)[約19億円]	⑦ 同左[約625億円]	⑦ 同左[約13兆9200億円]	⑦ 同左[約3兆5567億円]	⑦ 同左[約1兆3110億円]
⑧ 企業結合審査によって保護された消費者利益額(注4)[約1億円]	⑧ 同左[約38億円]	⑧ 同左[約8447億円]	⑧ 同左[約2134億円]	⑧ 同左[約787億円]		
年度ごとの目標値	的確な企業結合審査を行うとともに、企業結合審査結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高めることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。					

(注1) 最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

(注2) 企業結合公表事例集について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。

(注3) 公正取引委員会が当年度中に審査を終了した企業結合案件のうち、問題解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した一定の取引分野の市場規模の額を記載している。

(注4) 消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」については公正取引委員会が経済分析に基づいて推計した率がある場合には当該率を用い、推計した率がない場合には当該率を3%と仮定した。また、「継続期間」については企業結合による価格上昇が見込まれる期間を2年と推定した。

実績評価書資料

担当課 企業結合課

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置等
企業結合の迅速かつ的確な審査

【具体的内容】

企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等）について、届出等に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

企業結合（株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等）について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する（平成 28 年度～平成 30 年度）。

3. 評価の実施時期

平成 31 年 4 月～令和元年 6 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況
平成28年度から平成30年度までの間での企業結合の届出受理の件数は、表 1 のとおりであり、年間300件を超える届出を受理している。

表 1 企業結合の届出受理件数

(単位：件)

年度	株式取得	合併	分割	共同株式 移転	事業等 譲受け	合計
平成28年度	250 (12.6)	26 (13.0)	16 (▲5.9)	3 (▲50.0)	24 (▲11.1)	319 (8.1)
平成29年度	259 (3.6)	9 (▲55.4)	13 (▲18.8)	3 (0.0)	22 (▲8.3)	306 (▲4.1)
平成30年度	259 (0.0)	16 (77.8)	15 (15.4)	2 (▲33.3)	29 (31.8)	321 (4.9)

(注) 括弧内は対前年度増加率(%)である。

また、独占禁止法第10条第9項等の規定に基づき、平成28年度から平成30年度までの間に届出を受理した案件の処理状況は、表2のとおりである。

表 2 届出を受理した案件の処理状況

(単位：件)

年度	届出受理 件数	届出が取り下 げられた件数	第1次審査で 終了した件数	第2次審査に 移行した件数
平成28年度	319	8	308	3
平成29年度	306	6	299	1
平成30年度	321	4	315	2

公正取引委員会は、独占禁止法第10条第9項（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、企業結合に関し必要な措置を命ずるために、独占禁止法第50条第1項の規定による通知（意見聴取の通知）を行う場合には、第1次審査は、届出受理の日から30日間内に行わなければならない。また、第2次審査へ移行した場合は、届出受理の日から120日を経過した日と、必要な報告、情報又は資料（以下「報告等」という。）を全て受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内に行わなければならない。平成28年度から平成30年度までの間で上記期間内に処理した第1次審査及び第2次審査の件数の割合は、表3及び表4のとおりである。

表 3 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況（第1次審査）

平成28年度	平成29年度	平成30年度
100%	100%	100%

表 4 企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況（第 2 次審査に移行したものの）

平成28年度	平成29年度	平成30年度
100%	100%	100%

このように、届出受理件数のうち、報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く届出受理案件（平成28年度308件、平成29年度299件、平成30年度315件）は、いずれも届出受理の日から30日以内に独占禁止法上の問題はないと判断し、第 1 次審査を終了した。

また、届出会社から30日の禁止期間の短縮の申出があった場合であって、当該企業結合案件に独占禁止法上の問題がないときは、30日の禁止期間の短縮を認めることとしている。期間短縮を行った件数は、平成28年度は171件、平成29年度は193件、平成30年度は240件と毎年度増加しており、平成30年度には全体の76%に達している。平成30年度では、公正取引委員会は申出のあった案件全て（100%）で禁止期間の短縮を行った（表 5）。

表 5 禁止期間の短縮を行った件数及び達成率

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
期間短縮を行った件数	171 (55.5%)	193 (64.5%)	240 (76.2%)
期間短縮の達成率	100%	99%	100%

（注 1） 括弧内は各年度の届出受理件数（報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く。）に占める期間短縮を行った件数の割合である。

（注 2） 「期間短縮の達成率」は禁止期間の短縮の申出があった件数（報告等の要請を行った案件及び届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除く。）に占める期間短縮を行った件数の割合である。

こうした案件の審査を含め、第 1 次審査での実際の平均審査日数は表 6 のとおりである。

表 6 第 1 次審査での実際の平均審査日数

年度	平均審査日数
平成28年度	—
平成29年度	12
平成30年度	12

(注) 平成29年度から集計を開始したため、平成28年度は記載なし。

また、報告等の要請を行い、第 2 次審査へ移行した案件は 6 件（平成 28 年度 3 件、平成 29 年度 1 件、平成 30 年度 2 件）である。このうち、「新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の株式取得」、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得」及び「新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得」は、当事会社が問題解消措置を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した（表 7）。

表 7 第 2 次審査に移行した案件一覧（平成28年度～平成30年度）

年度	案件名	処理結果
平成28年度	新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の株式取得	問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断
	株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得	問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断
	東洋製罐グループホールディングス株式会社によるホッカンホールディングス株式会社の株式取得	第 2 次審査中に届出会社が届出を取下げ
平成29年度	株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行による共同株式移転	独占禁止法上の問題はないと判断
平成30年度	王子ホールディングス株式会社による三菱製紙株式会社の株式取得	独占禁止法上の問題はないと判断
	新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得	問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断

(注 1) 年度は、届出受理を行った年度を表す。

(注 2) 一の統合計画につき、複数の届出がなされることがある。

(注 3) 処理結果は、平成31年 3 月末時点のものである。

企業結合計画を審査するに当たっては、法律又は経済に関する専門的知識・経験を有する職員を企業結合審査部門に配置し、より理論的かつ説得的な独占禁止法上の評価を行うため、法曹資格者及びエコノミストも企業結合審査部門に配置している。当該法曹資格者は、理論的かつ説得的な評価を行う必要がある案件で法学的観点からの意見を述べ、エコノミストは、報告等の要請を行った案件で必要かつ可能な場合には経済分析を実施したり、企業結合審査の担当官に対して経済分析手法に係る研修を実施するなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

(注) 企業結合審査部門の法曹資格者の人数は2名、エコノミスト（経済学博士号取得者）の人数は1名である（平成31年3月末時点）。

また、海外の競争当局との間では、国際会議や定期的な意見交換の場を利用して知見を共有しているほか、国内外の市場に影響を与えるような国際的企業結合案件では、当該企業結合案件が競争に与える影響の考え方や問題解消措置の情報交換を個別に行っている（表8）。

表8 海外の競争当局と連携を行った旨公表している事例（平成28年度～平成30年度）

年度	案件名	連携内容
平成28年度	エマソン・エレクトリック・カンパニー及びペンテェア・ピーエルシーによるバルブ事業の統合	米国連邦取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	ラム・リサーチ・コーポレーションとケーエルエー・テンコール・コーポレーションの統合	米国司法省との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	アボットラボラトリーズグループとセントジュードメディカルグループの合併	韓国公正取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
平成29年度	クアルコム・リバー・ホールディングス・ビーブイによるエヌエックスピー・セミコンダクターズ・エヌブイの株式取得	欧州委員会及び韓国公正取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	ブロードコム・リミテッドとブロードコム・コミュニケーションズ・システムズ・インクの統合	米国連邦取引委員会及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。
	川崎汽船株式会社、株式会社商船三井及び日本郵船株式会社による定期コンテナ船事業の統合	欧州委員会、チリ国家経済検察庁等との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

(2) 企業結合審査結果の公表状況

公正取引委員会は、企業結合審査の透明性を一層高める観点から、第2次審査を行った案件等の審査結果を審査終了後に公表してきており、平成28年度ないし平成30年度では、表9記載の7件の審査結果を公表した。

表9 公表案件一覧（平成28年度～平成30年度）

年度	案件名	備考
平成28年度	出光興産株式会社による昭和シェル石油株式会社の株式取得に関する審査結果について	平成27年度届出受理案件
	JXホールディングス株式会社による東燃ゼネラル石油株式会社の株式取得に関する審査結果について	平成27年度届出受理案件
	新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の株式取得に関する審査結果について	—
平成29年度	株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行による共同株式移転に関する審査結果について	—
平成30年度	株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得に関する審査結果について	平成28年度届出受理案件
	王子ホールディングス株式会社による三菱製紙株式会社の株式取得に関する審査結果について	—
	新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得に関する審査結果について	—

（注） 備考欄の「—」は、特段の記載事項なし。

また、公正取引委員会は、企業結合審査の透明性及び予見可能性の一層の確保を図る観点から、平成5年度以降、毎年度、企業結合を計画している事業者等の参考となると考えられる主要な企業結合事例を企業結合公表事例集（以下「事例集」という。）として公表している。事例集には、特定の業種に偏ることなく様々な業種に係る案件、問題解消措置を講じることとした案件、国境を越えた市場画定を行った案件、経済分析を行った案件など多様な類型の案件を掲載するとともに、企業結合審査で考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を与えるかに係る記載や一定の取引分野等に係る記載を充実させるように取り組んでいるところである。

事例集では、上記の案件に関して、個別の案件の審査結果、一定の取引分野の画定方法、企業結合審査で考慮した事項のほか、問題解消措置の内容や

これに対する評価，経済分析の手法と結果の概要を記載している。平成28年度から平成30年度までの事例集の掲載事例件数及び事例1件当たりの頁数は，表10のとおりである。事例1件当たりの頁数は，平成28年度から平成30年度において，6.3頁から8.7頁となっており，詳細な解説を行っている。

また，公正取引委員会ウェブサイトに掲載された事例集へのアクセス件数は，表11のとおりである。

なお，事例集は，幅広い内容の案件を掲載することに努めているため，最新のものだけでなく，それ以前のものも事業者の参考となるものである。

表10 事例集の掲載事例件数，事例ごとの頁数及び平均頁数（単位：件，頁）

	1～3 頁	4～6 頁	7～10 頁	11頁～	合計事例 件数	平均頁数
平成28年度事例集	1	3	6	2	12	8.7 (7.0)
平成29年度事例集	2	6	3	1	12	6.3 (▲26.9)
平成30年度事例集	2	2	7	2	13	7.5 (17.8)

（注） 平均頁数の括弧内は対前年度増加率（％）である。

表11 事例集の各年度のウェブサイトアクセス件数（単位：件）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アクセス件数	8,053	6,893	6,138

（注） 公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。

さらに，平成29年11月1日から四半期ごとに，企業結合審査の透明性を確保し，予見可能性の向上を図る観点から，排除措置命令を行わない旨の通知を行った案件を「届出一覧」として新たに公表している。これは，以前は年次報告で各年度に完了報告書の提出があった企業結合案件を年1回一覧表の形で公表していたものを，年4回，公正取引委員会のウェブサイトに掲載することで公表しているものである。公表する情報の内容も，それまでの届出日，当事会社名及び企業結合類型に加え，届出会社の主な事業，排除措置命令を行わない旨の通知を行った日，株式取得の閾値との関係及び期間短縮の有無を記載し，拡充させている。

(3) 企業結合審査によって保護された消費者利益額等

公正取引委員会が平成28年度から平成30年度までの間に審査を終了した企業結合審査案件のうち，問題解消措置を講じることを前提として独占禁止

法上の問題はないと判断した旨公表している案件は表12記載の10件である。

表12 問題解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した旨公表している案件（平成28年度～平成30年度）

年度	案件名	備考
平成28年度	出光興産株式会社による昭和シェル石油株式会社の株式取得	平成27年度届出受理 平成28年度審査終了
	JXホールディングス株式会社による東燃ゼネラル石油株式会社の株式取得	平成27年度届出受理 平成28年度審査終了
	新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の株式取得	平成28年度届出受理 平成28年度審査終了
平成29年度	ブロードコム・リミテッドとブロード・コミュニケーションズ・システムズ・インクの統合	平成29年度届出受理 平成29年度審査終了
	クアルコム・リバー・ホールディングス・ビーバイによるエヌエックスピー・セミコンダクターズ・エヌバイの株式取得	平成29年度届出受理 平成29年度審査終了
	日立金属株式会社による株式会社三徳の株式取得	平成29年度届出受理 平成29年度審査終了
平成30年度	株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得	平成28年度届出受理 平成30年度審査終了
	ジェイエックス・メタルズ・ドイチェラント・ゲーエムベーハーによるエイチ・シー・スタルク・タンタラム・アンド・ニオビウム・ゲーエムベーハーの株式取得	平成30年度届出受理 平成30年度審査終了
	株式会社USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシステム株式会社の株式取得	平成30年度届出受理 平成30年度審査終了
	新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得	平成30年度届出受理 平成30年度審査終了

これらの案件で、平成28年度から平成30年度までの間に、問題解消措置によって保護された消費者利益額の推定値は表13のとおりである。

なお、公表事例以外にも問題解消措置が講じられた事例があることから、実際に保護された消費者利益の額は、本推定値より大きなものであると考えられる。

表13 企業結合審査によって保護された消費者利益（推定）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保護された消費者利益	約8447億円	約2134億円	約787億円
測定対象とした案件件数	3	3	4

（注） 消費者利益は、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」は問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額を用いた。「価格上昇率」は公正取引委員会が経済分析に基づいて推計した率がある場合には当該率を用い、推計した率がない場合には当該率を3%と仮定した。「継続期間」は企業結合による価格上昇が見込まれる期間を2年と推定した。

なお、消費者利益額の算出の根拠となった、一定の取引分野の市場規模の額は、表14のとおりである。

表 14 問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市場規模の額	約13兆9200億円	約3兆5567億円	約1兆3110億円

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、企業結合のうち、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものを規制している。

届出を受理した企業結合は、前記5(1)の独占禁止法で定められている期間内に、当該企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する必要がある。当該期間が経過すると、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合であっても、公正取引委員会が措置を採ることはできなくなることから、届出受理後、迅速な企業結合審査を行う必要がある。企業結合を計画している事業者は、市場の状況や動向を勘案しながら、当該企業結合を実施する時機を計画しており、事業者がこのような時機を逸することのないようにするためにも、迅速に企業結合審査を行う必要がある。

また、的確な企業結合審査が行われず、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならない企業結合まで禁止することとなれば、適法な経済活動が阻害されることとなる。したがって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合が規制されるような的確な企業結合審査を行う必要がある。さらに、当事会社が事業活動を行っている取引分野は通常多岐にわたり、また、企業結合は事業経営上の様々な目的のために行われるものであるため、公正取引委員会から、一部の分野で独占禁止法上の問題がある旨

の指摘をされたとしても、企業結合全体を断念することなく、当該問題を解消する措置を講じてでも企業結合を実施するニーズが当事会社側にはある。このため、当事会社から問題解消措置の申出があった場合には、それが独占禁止法上の問題を解消するために適切かどうかを的確に審査する必要がある。

(2) 有効性

ア 迅速な企業結合審査の実施

届出会社から30日の禁止期間の短縮の申出があった場合であって、当該企業結合案件に独占禁止法上の問題がないときは、30日の禁止期間の短縮を認めることとしている。禁止期間の短縮を行った件数は毎年度増加しており、平成30年度には全体の76%に達している。また、平成30年度では、公正取引委員会は申出のあった案件全て(100%)で禁止期間の短縮を行った(表5)。

第1次審査での実際の平均審査日数は、平成29年度、平成30年度ともに12日で推移しており、30日の禁止期間よりも短期間で審査を行っている(表6)。

このように迅速な企業結合審査を行っており、公正かつ自由な競争を促進しているものと評価できる。

イ 的確な企業結合審査の実施

第1次審査で終了した案件は、企業結合ガイドラインに記されているハーフィンダール・ハーシュマン指数(当該一定の取引分野における各事業者の市場シェアの2乗の総和によって算出した指数)の活用や届出事業者との充実したコミュニケーション等によって、的確な企業結合審査を行った。

表2のとおり、公正取引委員会は、平成28年度から平成30年度の間に第2次審査に移行した6件では、詳細な企業結合審査を行うための報告等の要請を行うとともに、第三者からの意見書を受け付ける旨を明らかにした。これらの案件では、業界関係者へのヒアリングや需要者アンケートのほか、広く一般から寄せられた意見も踏まえながら審査しており、的確に企業結合審査を行ったといえる。それに加えて、国際的企業結合案件では、海外当局と個別に情報交換を行っており、国際的に調和のとれた的確な企業結合審査を行ったといえる。

また、当該6件のうち、「新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の株式取得」、「株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得」及び「新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得」は、当事会社が問題解消措置を講じることを前提に、独占禁止法上の問題はないと判断した(このほか、平成27年度中に届出受理を行い、平成28年度に審査を終了した「出光興産株式会社による昭和シェル石油株式会社の株式取得」及び「JXホールディングス株式会社による東燃ゼネラル石油株式会社の株式取得」も、当事会社が問題解消措置を講じること

を前提に、独占禁止法上の問題はないと判断した。)。これらの案件では、当事会社が問題解消措置を講じることによって、当該企業結合が行われても独占禁止法上の問題が生じないようにすることができたものと考えられる。当事会社側にも、一部の取引分野に関して問題解消措置を講じてでも企業結合を実施するニーズがあり、一部の取引分野に関しての問題解消措置を講じることによって、企業結合全体を断念することなく実施することができ、当事会社にとっても、有効な取組である。

このように、公正取引委員会は、届出を受理した企業結合案件を的確に審査し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進しているものと評価できる。

ウ 企業結合審査の結果の公表

表9の案件で企業結合審査の結果を公表するほか、毎年度事例集を公表することにより、第2次審査を行わなかった案件等も、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる案件の審査内容を明らかにしている。公表の内容は、企業結合審査の経緯及びその審査結果を詳細に公表することによって、企業結合審査での独占禁止法の考え方及び企業結合審査の流れを明らかにしている。企業結合を計画している事業者は、個別の案件の審査結果や事例集を参考としながら、独占禁止法上の問題がある企業結合を計画することを未然に防止することができるものと考えられる。

また、表10のとおり、平成28年度から平成30年度までの間において、事例集の掲載事例件数は12件又は13件、事例1件当たりの頁数は6.3頁から8.7頁と同数程度であるが、経済分析の手法及び結果を記載するなど、詳細な解説となっている。事例集の解説を充実させることは、事業者等にとって今後の企業結合の参考となり、予見可能性を高めるために有効であるといえる。

事例集に係る公正取引委員会のウェブサイトのアクセス数は、表11のとおり、平成28年度は8,053件、平成29年度は6,893件、平成30年度は6,138件と、いずれも6,000件以上で推移しており、事例集が実際に広く利用されているものと考えられ、事例集を公表することは、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるような企業結合を防止することにつながっているものと評価できる。引き続き、事業者等の関心の高い事例を掲載するなど、掲載内容の充実に努める必要がある。

さらに、評価期間中での新たな取組として、四半期ごとの「届出一覧」を公表しており、以前は年1回の公表だったものを年4回にしている。公表する情報の内容も、従来より拡充しており、よりタイムリーかつ有用な情報を、企業結合を計画している事業者等に提供できるようになったと評価できる。

エ 消費者利益の保護

表 13 のとおり、平成 28 年度から平成 30 年度の企業結合審査によって、それぞれ約 8447 億円（平成 28 年度）、約 2134 億円（平成 29 年度）、約 787 億円（平成 30 年度）の消費者利益が保護されたと評価できる。

なお、平成30年度の消費者利益は、他年度と比べて少額となっているが、これは、同年度の案件で、表14のとおり、問題解消措置の対象となった商品・役務の市場規模が、他年度の案件と比べて小さいものであったためである。

企業結合審査によって保護される消費者利益の額は個々の企業結合計画の内容に左右されるものではあるが、評価期間中で最も少なかった平成30年度でも、700億円以上の消費者利益が保護されている。問題解消措置によって保護された消費者利益は、高水準を維持していると評価できる。

(3) 効率性

前記 5 (1) のとおり、平成28年度から平成30年度では、毎年度300件以上の届出書を受理し、第 1 次審査は平均12日で審査を行っている。また、平成30年度では、届出受理件数に占める期間短縮を行った件数の割合は、76%に達しており、公正取引委員会は申出のあった案件全て（100%）で禁止期間の短縮を行った。第 1 次審査の案件は、限られた人員の中で、迅速かつ効率的に企業結合審査が行われたものと評価できる。

また、平成28年度から平成30年度までに、第 2 次審査に移行した案件は 6 件である。これらの案件のうち、法学的・経済学的な観点からの分析や評価が必要な案件では、法律・経済に関する専門的知識を活用しながら企業結合審査を行っている。海外の競争当局との間では、国際会議や定期的な意見交換の場を利用した知見の共有のほか、国内外の市場に影響を与えるような国際的な企業結合案件は、当該企業結合案件が競争に与える影響の考え方や問題解消措置の情報交換を個別に行っている。このように当委員会内での専門的知識を活用し、外部専門家からこれらの情報を取得する費用や時間を削減している。また、海外当局の情報を活用することによって、国際的に調和の取れた適切な審査を迅速に行っている。第 2 次審査の案件は、効率的に企業結合審査が行われものと評価できる。

なお、第 1 次審査及び第 2 次審査は、目標値の期間内（第 1 次審査は「届出の受理後30日以内」、第 2 次審査は「全ての報告等の受理後90日以内」）に全ての案件が処理されている。

(4) 総合的評価

ア 目標の達成度合いの測定結果

(ア) 各行政機関共通区分

相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

評価期間中では、新たな取組として、四半期ごとの「届出一覧」を公表している。当該公表によって、企業結合審査に関する情報が、適時に事業者提供されている。また、企業結合の審査結果及び事例集では、経済分析の過程や結果を記載するなどして、解説の充実化が図られている。これらの取組は、企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予見可能性を向上させている。

企業結合計画の届出を受理した案件は、届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた案件を除き、全ての案件で目標値を達成しており、第1次審査の平均審査日数は12日である。また、平成30年度では、届出受理件数に占める禁止期間の短縮を行った件数の割合は、76%に達しており、公正取引委員会は申出のあった案件全て(100%)で禁止期間の短縮を行った。

その他の指標をみると、「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数」は、6,000件以上で推移している。

「企業結合審査によって保護された消費者利益額」は、700億円以上で推移している。

以上のことから、企業結合の迅速かつ的確な審査が、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で相当程度寄与したものと考えられる。

イ 施策の分析

評価期間中の新たな取組や測定指標を通じて評価すれば、本件取組は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で必要かつ有効であり、また、その活動は効率的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(ア) 施策

引き続き、企業結合について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進していくこととする。

表5のとおり、禁止期間の短縮を行った件数の増加及び100%に近い達成率は、公正取引委員会が、迅速に企業結合審査を行ったことの現れであると考えられるが、企業結合審査の迅速性に対する当事会社のニーズは高いことから、引き続き重点を置く必要がある。

今後とも経済学の知見を中心に専門的知識を活用する必要がある企業結合案件に適切に対応するとともに、事業者の参考となる情報提供などを積極的に行っていく必要がある。事例集では、一般国民への影響が大きい

案件や問題解消措置を採った案件といった注目度の高い案件を記載するなどの記載案件の選択も含め、事業者のニーズに合った事例集となるよう、掲載内容の充実に努める。

(イ) 測定指標

本件取組では、10の測定指標を設定しているが、客観的な評価を行うには多面的な測定指標を活用する必要があるため、各指標とも維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会での各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 事例集がより広く利用される方策を探ってはどうか。 （事例集の主な閲覧者は、企業結合事案を扱う弁護士や、大手事業者の法務担当者であり、引き続き、これら弁護士等の集まる場でその内容を積極的に周知していく旨回答した。） ○ 各案件の審査に当たって、どのような資料や情報があれば、迅速な判断に資するかなどの情報を公正取引委員会ウェブサイトに掲載してはどうか。それにより、事業者にとって参照するメリットがあるほか、公正取引委員会にとっても審査業務の負担軽減に役立つと考えられる。 （「企業結合審査の手続に関する対応方針」に必要な情報を掲載している。引き続き、同方針の周知を行いたい旨回答した。）	中村委員
○ 事例集は、事業者にとって参考になる情報を多く含んでおり、引き続きその内容の充実を図っていただきたい。	多田委員
○ 事例集は、一つのファイルで公正取引委員会ウェブサイトに掲載されている。企業結合事例の案件ごとの掲載に変更することで、どの案件にアクセス数が多いかをみるのが可能となり、閲覧者がどの案件に関心を持っているのか把握することが可能となる。 （今後検討することとしたい旨回答した。）	小林委員
○ 弁護士会等向けに事例集の説明会を実施しているのであれば、その参加者数を測定指標に入れてはどうか。 （説明会の開催件数や参加者数を測定指標に追加することを今後検討することとしたい旨回答した。）	池谷委員